

## 就職に関する注意事項

就職に関する業務は、学生課でおこなう。従って、就職登録・就職ガイダンス・就職相談・各種模擬試験等、種々の指導が行われる。

特に注意すべき事項は下記のとおりである。

1. 就職を希望する学生は、所定の就職（進路）登録をしなければならない。  
（登録をしない場合には、就職の斡旋並びに関係書類の交付を受けられなくなります。）
2. 推薦を受け、正当な理由なく棄権した者は、以後の推薦は受けられない。
3. 就職先が内定（決定）した場合は、最初の内定先を就職先とする。（以後の就職斡旋は行いません。）
4. 就職活動のため授業を欠席したときは、欠席となる。ただし、定期試験期間中に採用試験が行われたときは、定められた手続きをすることによって、追試験を受けることができる。
5. 就職を斡旋され、訪問等の日時を約束した後は、無断で求人先の指定日を変更してはいけない。
6. 就職ガイダンス等の就職関係緒行事には、必ず出席しなければならない。
7. 就職登録をした者は、上記のほか就職に関する注意事項を必ず守らなければならない。  
（学校が行う指導等を守らないときは、就職の斡旋等を受けられなくなります。）